1) 騒音に係る規制

騒音対策については、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)や鹿児島県公害防止条例に基づく規制基準の遵守、指導が行われている。騒音規制法に基づく規制基準等は、特定工場等騒音、特定建設作業騒音及び自動車騒音について、それぞれ表 3.2-40、表 3.2-41 及び表 3.2-42 に示すとおりに定められている。また、鹿児島県公害防止条例に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準は表 3.2-43 に示すとおりである。なお、事業実施区域周辺における騒音規制区域の状況を図 3.2-11 に示す。

表 3.2-40 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

	時間の区分				
区域の区分	朝	昼間	夕	夜間	
	6 時~8 時	8 時~19 時	19 時~22 時	22 時~翌 6 時	
第1種区域	45 dB	50dB	45dB	40dB	
第2種区域	50dB	60dB	50dB	45dB	
第3種区域	60dB	65dB	60dB	50dB	
第4種区域	65dB	70dB	65dB	55dB	

出典:騒音規制法(法律第98号)

備考

- 1 昼間とは、午前七時又は八時から午後六時、七時又は八時までとし、朝とは、午前五時又は六時から午前 七時又は八時までとし、夕とは、午後六時、七時又は八時から午後九時、十時又は十一時までとし、夜間 とは、午後九時、十時又は十一時から翌日の午前五時又は六時までとする。
- 2 デシベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、 周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z 八七三一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動 ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 前項に規定する第一種区域,第二種区域,第三種区域及び第四種区域とは,それぞれ次の各号に掲げる 区域をいう。
 - 一 第1種区域 良好な住居の環境を保全する為、特に静穏の保持を必要とする区域
 - 二 第2種区域 住居の用に供されている為,静穏の保持を必要とする区域
 - 三 第3種区域 住居の用にあわせて商業,工業等の用に供されている区域であつて,その区域内の 住民の生活環境を保全する為,騒音の発生を防止する必要がある区域
 - 四 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を 悪化させない為、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

表 3.2-41 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別 地域区分	建設作業	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリート プラント アスファルト プラント	バックホウ トラクターシ ョベル ブルドーザ
基準値	①② 85dB						
/c 光 吐 即	① 午後7時~午前7時の時間内でないこと。						
作兼时间	作業時間 ② 午後 10 時~午前 6 時の時間内でないこと。						
※1日当たりの	1	10 時間/日を超えないこと。					
作業時間	2	14時間/日を超えないこと。					
作業期間	12	連続して6日を超えないこと。					
作業日	12	日曜日その他休日でないこと。					

出典:騒音規制法(法律第98号)

備考:1 第1号区域及び第2号区域とはそれぞれ次のとおりである。

第1号区域

- ・良好な住居の環境を保全する為、特に静穏の保持を必要とする区域
- ・住居の用に供されている為、静穏の保持を必要とする区域
- ・住居の用に併せて商業,工業等の用に供されている区域であって,相当数の住居が集合している為,騒音の発生を防止する必要がある区域
- ・学校,保育所,病院,診療所,図書館,特別養護老人ホームの施設の敷地の周辺80m以内の区域第2号区域
- ・指定区域のうちの第1号区域以外の区域(工業地域)
- 2 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
- 3 基準値を超えている場合,騒音の防止の方法のみならず,1日の作業時間を※の項に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
- 4 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

表 3.2-42 自動車騒音の限度(要請限度)

区域の区分	時間の区分			
区域の区分	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌6:00)		
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55dB		
a 区域のうち 2 車線以上の道 路に面する区域	70 dB	65dB		
b 区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70dB		

出典:騒音規制法(法律第98号)

備考: 幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路は道路の敷地の境界線から 15m, 2 車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界から 20m までの範囲)については,昼間 75 デシベル,夜間 70 デシベル

a 区域: 専ら住居の用に供される区域

b 区域: 主として住居の用に供される区域

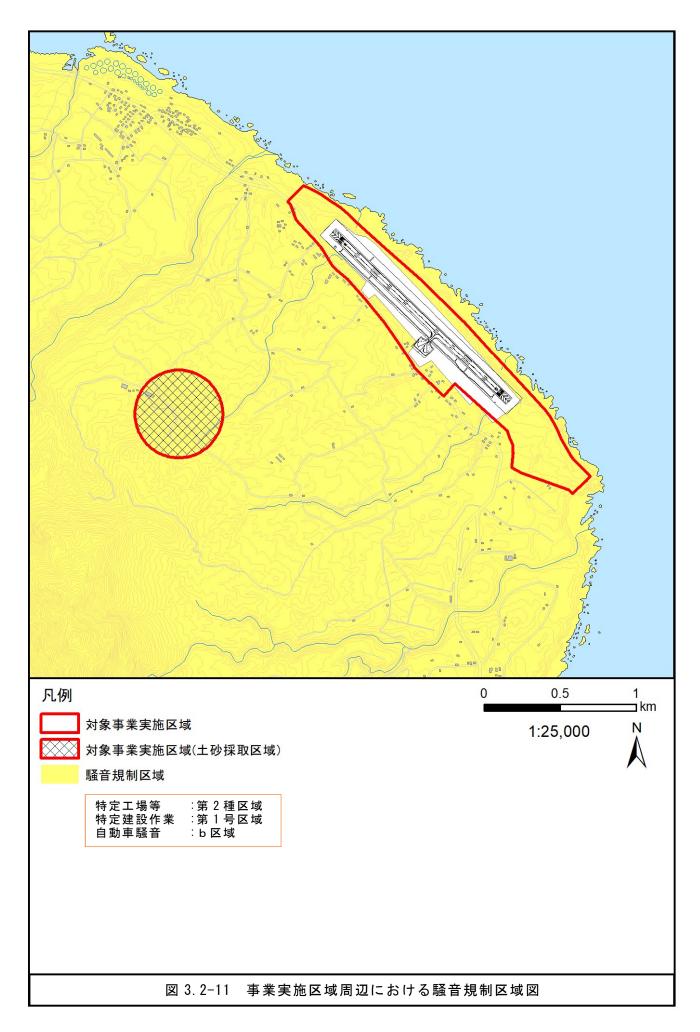
c 区域:相当数の住居と併せて商業,工業等の用に供される区域

表3.2-43 鹿児島県公害防止条例に基づく特定工場等の騒音に係る規制基準

時間の区分	基準
昼間(午前8時から午後7時まで)	65dB 以下
朝(午前6時から午後8時まで) タ(午後7時から午後10時まで)	55dB 以下
夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)	45dB 以下

出典:鹿児島県公害防止条例(鹿児島県条例第41号)

備考:1 騒音の測定点は、特定施設を設置する工場等の敷地の境界線上とする。



(3) 振動に係る規制

「振動規制法」(昭和51年6月法律第64号最終改正平成23年12月法律第122号)により、振動を防止する必要があるとして指定されている地域内における工場・事業場の事業活動に伴う振動及び建設工事に伴う振動について規制が定められているとともに、道路交通振動については措置を要請する限度が定められている。表3.2-44及び表3.2-45に振動の規制に関する基準を示めす。

なお,事業実施区域周辺において振動規制法による規制地域の区域指定はなされて いない。

表 3.2-44 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	基準値		
	昼間(8:00~19:00)	夜間(19:00~翌8:00)	
第1種区域	60dB 以下	55dB 以下	
第2種区域	65dB 以下	60dB 以下	

出典:「振動規制法」(昭和 51 年 6 月法律第 64 号, 最終改正 平成 23 年 12 月法律第 122 号)

注1:基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。

注2:第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次のとおりである。

- (1)第1種区域 良好な住居の環境を保全する為,特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されている為,静穏の保持を必要とする区域
- (2)第2種区域 住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全する為、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させない為、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

表 3.2-45 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

1 特定建設作業

特定建設作業名

- ① くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く),くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
- ② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ③ 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては,1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)
- ④ ブレーカ(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日に おける当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)

出典:「振動規制法」(昭和 51 年 6 月法律第 64 号, 最終改正 平成 23 年 12 月法律第 122 号) 備考: 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

2 規制基準

規制項目		基準
基準値		75dB
/c ** ** *		午後7時~午前7時
作業禁止時間	第2号区域	午後 10 時~午前 6 時
見上 佐米 味 明	第1号区域	10 時間/日
最大作業時間	第2号区域	14 時間/日
最大作業日数		連続6日
作業禁止日		日曜日, 休日

注:振動の基準値は、作業の場所の敷地の境界線の値である。

(備考)

	① 特定工場等に係る区域区分のうち,第1種区域及び第2種区域のうち原則
	として都市計画法に基づく工業地域を除く区域
	② 上記工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートル以内の区域
	ア 学校教育法第1条に規定する学校
第1号区域	イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所
	ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所
	のうち患者を入院させる為の施設を有するもの
	エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館
	オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
第2号区域	特定工場等に係る区域のうち,上記第1号区域以外の区域

「振動規制法」では、指定地域内における道路交通振動が表 3.2-46 に示す限度を超えることにより、道路周辺生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止の為の舗装、維持または修繕の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置(交通規制)を執るべきことを要請するものと定められている。

表 3.2-46 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分		
区域の区方	昼間(8:00~19:00)	夜間(19:00~翌8:00)	
第1種区域	65dB	60 dB	
第2種区域	70dB	65dB	

出典:「振動規制法」(法律第64号, 最終改正 法律第122号)

注:1 第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。

2 振動の測定場所は,道路の敷地の境界線とする。

(4) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和46年6月法律第91号)は、県知事又は市町長が規制地域の指定及び規制基準の設定を行った地域において適用され、特定悪臭物質または臭気指数のいずれかの規制基準によって規制するものである。

特定悪臭物質により規制されている地域では、規制地域内において法に定める特定悪臭物質のいずれかを発生させる工場・事業場の全てが規制の対象となる。特定悪臭物質としては、アンモニア等 22 物質が指定されており、表 3.2-47 に示すとおり、敷地境界線、気体排出口及び排出水中の規制基準が設定されている。

また、鹿児島県公害防止条例では悪臭に係る特定施設、施設の構造並びにその使用及び管理に関する規制基準を表 3.2-48 に示すとおり定めている。なお、事業実施区域周辺において悪臭防止法による規制地域の区域指定はなされていない。

表3.2-47 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準

①敷地境界線における規制基準(物質濃度)

(単位: ppm)

① 放地境外隊における規制基準(物)	月 仮 尺 /	(単位:ppm)			
特定悪臭物質の種類	指定	指定区域			
村 化 悉 关 物 頁 切 種 類	A 地域	B 地域			
アンモニア	1	2			
メチルメルカプタン	0.002	0.004			
硫化水素	0.02	0.06			
硫化メチル	0.01	0.05			
二硫化メチル	0.009	0.03			
トリメチルアミン	0.005	0.02			
アセトアルデヒド	0.05	0.1			
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1			
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03			
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07			
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02			
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006			
イソブタノール	0.9	4			
酢酸エチル	3	7			
メチルイソブチルケトン	1	3			
トルエン	10	30			
スチレン	0.4	0.8			
キシレン	1	2			
プロピオン酸	0.03	0.07			
ノルマル酪酸	0.001	0.002			
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002			
イソ吉草酸	0.001	0.004			

出典:悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(鹿児島県告示第419号)

②気体排出口における規制基準(物質濃度)

特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごどに①に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出して得た流量

③排出水中における規制基準(物質濃度)

(単位: mg/L)

		指定地域		
特定悪臭物質の種類	排出水の量の区分	A 地域	B地域	
	Q≦0.001	0.03	0.06	
メチルメルカプタン	$0.001 < Q \le 0.1$	0.007	0.01	
	0.1 < Q	0.002	0.003	
	Q≦0.001	0.1	0.3	
硫化水素	$0.001 < Q \le 0.1$	0.02	0.07	
	0.1 < Q	0.005	0.02	
	Q≦0.001	0.3	2	
硫化メチル	$0.001 < Q \le 0.1$	0.07	0.3	
	0.1 < Q	0.01	0.07	
	Q≦0.001	0.6	2	
二硫化メチル	$0.001 < Q \le 0.1$	0.1	0.4	
	0.1 < Q	0.03	0.09	

注:Qは工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量(m³/s)を表す。

出典:悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(鹿児島県告示第 419 号)

表3.2-48 悪臭に係る特定施設及び規制基準(鹿児島県公害防止条例)

番号	用途区分	施設名	規模	構造等に関する基準
	獣畜,魚介類又は鳥類	(1)原料置場	すべてのもの	次の各号に該当すること。 (1)工場等は、悪臭が漏れにくい構造の建
1	の臓器, 骨皮, 羽毛等を 1 原料とする飼料又は肥 料の製造の用に供する	(2)蒸解施設	すべてのもの	物とすること。 (2)原材料及び製品等は、悪臭が漏れにくい密閉された施設に貯蔵すること。
	もの	(3)乾燥施設	すべてのもの	(3)施設は,密閉構造とし,燃焼法,吸収法 苦しくは洗浄法又はこれと同等以上の脱
2	菌体かす又はでん粉か すを原料として飼料又	(1)原料置場	すべてのもの	臭効果を有する方法で処理すること。
2	は肥料等の製造の用に 供するもの	(2)乾燥施設	すべてのもの	
2	パルプ又は紙製造の用	(1)蒸解がま	すべてのもの	次の各号に該当すること。 (1)工場等は、悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)施設は、密閉構造とし、燃焼法若しくは
3 に供するもの	(2)薬液回収施設	すべてのもの	洗浄法又はこれと同等以上の脱臭効果を 有する方法で処理すること。	
4	鶏ふん乾燥を業とする 者が用いるもの	鶏ふん乾燥施設		次の各号に該当すること。 (1) 工場等は、悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2) 原材料及び製品等は悪臭の漏れにくい容器に収納し、又はカバーで覆う等の措置を講ずること。 (3) 施設は、密閉構造とし、燃焼法若しくは土壌酸化法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ	すべてのもの	次の各号に該当すること。 (1) かすが外部に流れ出ないように, 囲いを設けること。 (2) 悪臭が外部に漏れないように, カバーで覆う等の措置を講ずること。

出典:悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(鹿児島県告示第419号)

(5) 水質汚濁に係る規制

1) 工場排水等に対する規制

水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)では、特定施設を設置する工場・事業場からの公共用水域への排出水について排水基準(一律排水基準)が定められている。水質汚濁防止法に基づく排水基準を表 3.2-49(1)~(2)に示す。

表3.2-49(1) 水質汚濁防止法に基づく有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L	
シアン化合物	シアン 1mg/L	
有機燐(りん)化合物(パラチオン,メチルパラチオ	ν, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/L	
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L	
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L	
砒(ひ)素及びその化合物	砒(ひ)素 0.1mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
チウラム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L	
 ほう素及びその化合物	海域以外 ほう素 10mg/L	
は 7 未及 O· C 47 L G 19/	海域 ほう素 230mg/L	
 ふっ素及びその化合物	海域以外 ふっ素 8mg/L	
a・フ ボ 及 O C の IL ロ 10	海域 ふっ素 15mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及	とび アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの, 亜硝酸性窒	
硝酸化合物	素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	

備老

- 1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検 定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は,水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号, 最終改正 令和元年環境省令第15号)

表3.2-49(2) 水質汚濁防止法に基づく生活環境に係る排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	海域以外 5.8以上8.6以下
(水素指数)	海域 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質量(SS)	200mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm³
窒素含有量	120mg/L(日間平均60mg/L)
燐(りん)含有量	16mg/L(日間平均8mg/L)
/#: +x	·

備考

- 1.「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2.この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五○立方メートル以上である工場又は 事業場に係る排出水について適用する。
- 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は, 硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4. 水素イオン濃度,銅含有量,亜鉛含有量,溶解性鉄含有量,溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は,水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については,当分の間,適用しない。
- 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用 する。
- 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、○○○ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号, 最終改正 令和元年環境省令第15号)

(6) 地下水の採取に係る規制

事業実施区域周辺は「工業用水法」(昭和31年6月法律第146号)及び「建物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年5月法律第100号)による地下水採取を規制されている地域はない。

(7) 自然環境法令等による指定状況

1) 自然公園, 自然環境保全地域

事業実施区域周辺においては、「自然公園法」(昭和32年6月法律第161号)に基づく自然公園等の指定がされており、その位置は図3.2-12に示すとおりである。

また,屋久島国立公園区域の地種区域別面積を表 3.1-50 に示す。なお屋久島国立公園における公園面積(海域を含む)は 24,859ha である。

表 3.1-50 屋久島国立公園区域の地種区域別面積(ha)

	特別地域					公園面積
	特別 保護地区	第1種	第2種	第3種	普通 地域	(陸域のみ)
屋久島地域	7,669	3, 300	2, 516	11,016	65	24, 566

出典:環境省ウェブサイト「屋久島国立公園」

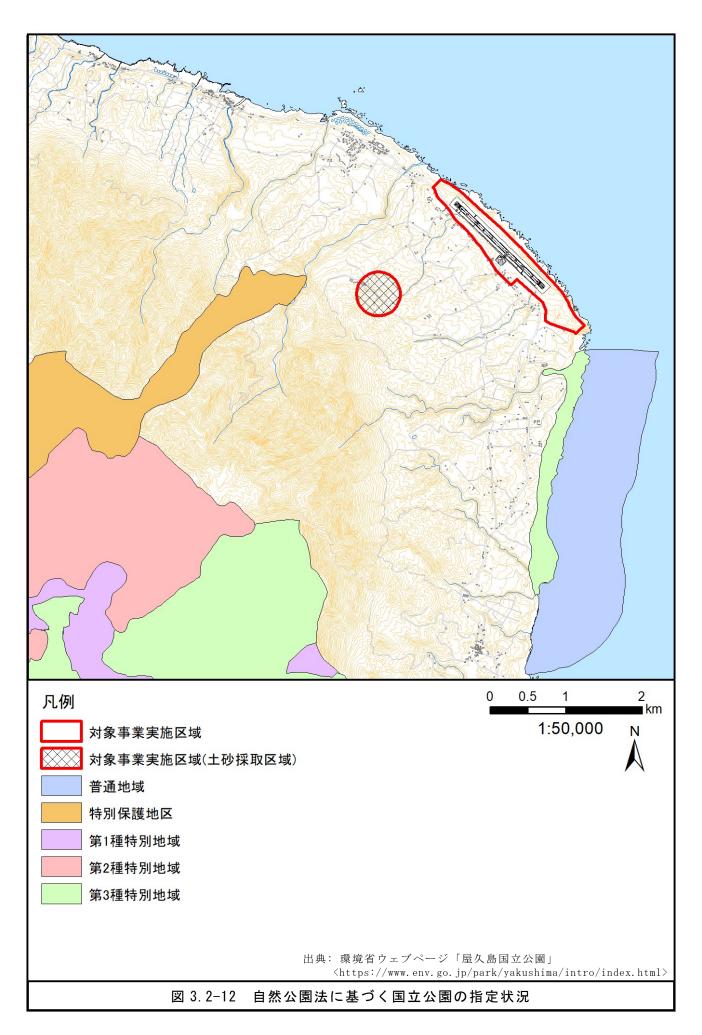
http://www.env.go.jp/park/yakushima/intro/index.html

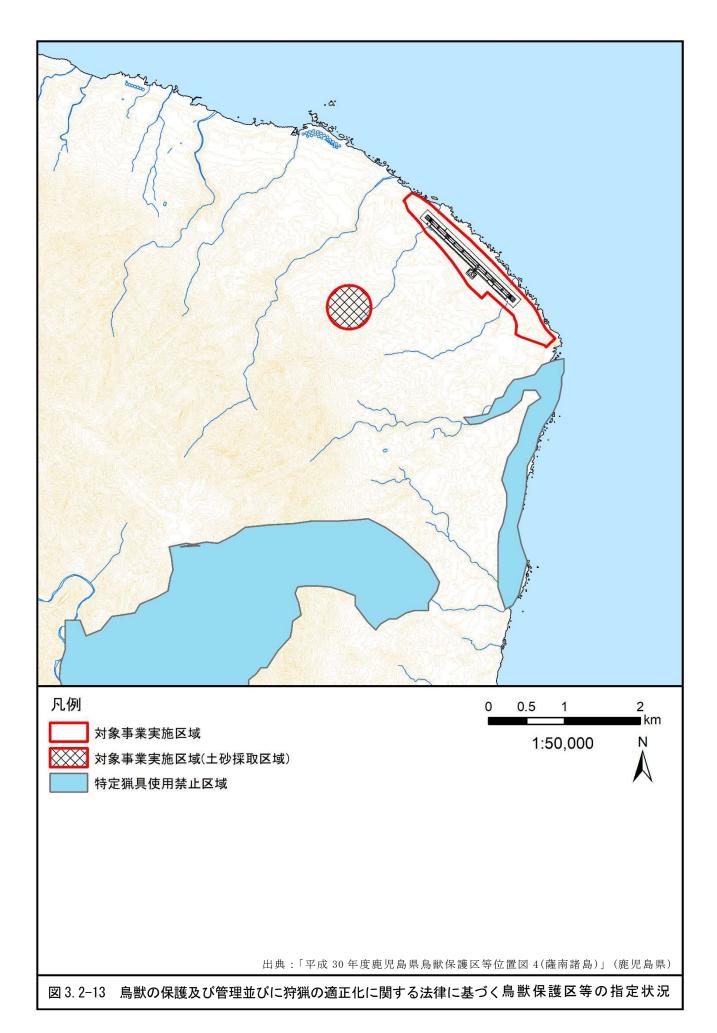
2) 鳥獣保護区

事業実施区域周辺において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する 法律」(平成14年7月法律第88号)に基づく鳥獣保護区等は図3.2-13に示すとお りである。

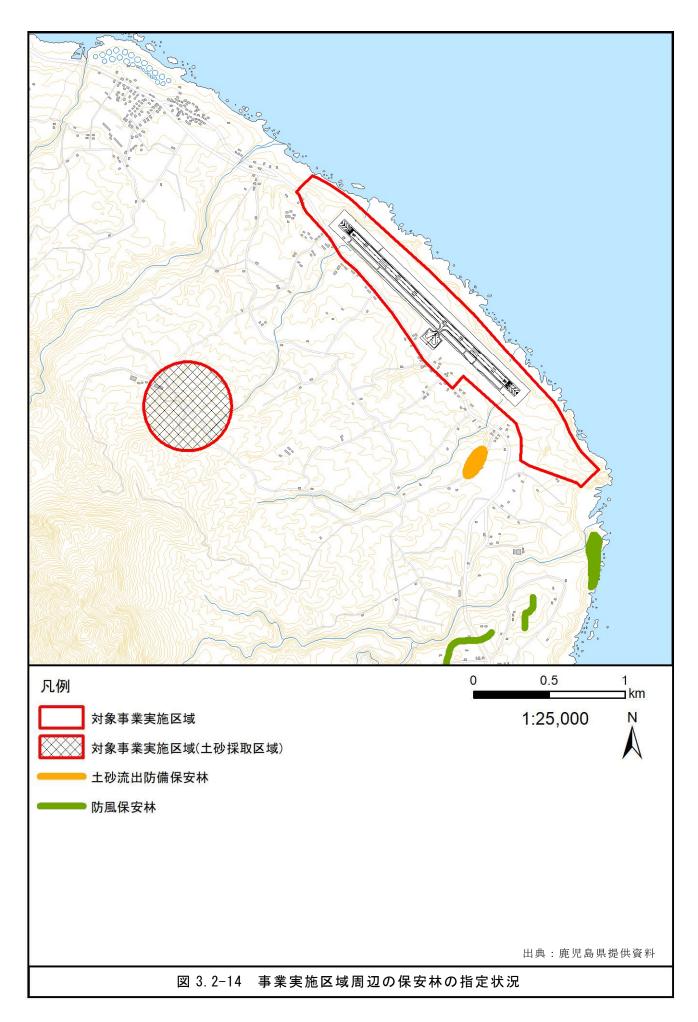
3) 保安林

事業実施区域周辺においては、「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号)に基づく保安林の指定がされており、その位置は図 3.2-14 に示すとおりである。





3-2-48



(8) 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

事業実施区域周辺における「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号),「鹿児島県文化財保護条例」(昭和 30 年 12 月 26 日条例第 48 号),「屋久島町文化財保護条例」(平成 19 年 10 月 1 日条例第 223 号)に基づく史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は表 3.2-51~表 3.2-53 に示すとおりであり,事業実施区域周辺において,所在地が屋久島全域であるものを除く指定文化財は分布していなかった。

また,事業実施区域周辺に分布する「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地の分布状況は図 3.2-15 及び表 3.2-54 に示すとおりである。

表3.2-51 指定文化財の内容(国指定)

種別	区分	名称	所在地	指定年月日
記念物	特別 天然記念物	屋久島スギ原始林	屋久島	昭和 29 年 3 月 20 日
	天然記念物	アカヒゲ	屋久島	昭和 45 年 1 月 23 日
		オカヤドカリ	屋久島	昭和 45 年 11 月 12 日
		カラスバト	屋久島	昭和 46 年 5 月 19 日
		アカコッコ	屋久島	昭和 50 年 2 月 13 日
		エラブオオコウモリ	口永良部島	昭和 50 年 2 月 13 日
		イイジマムシクイ	屋久島	昭和 50 年 6 月 26 日
		ヤクシマカワゴロモ生育地	一湊川・白川	平成 22 年 8 月 5 日

出典:統計屋久島町(令和元年度版)

表 3.2-52 指定文化財の内容(県指定)

種別	区分	名称	所在地	指定年月日
記念物	史跡	泊如竹の墓	安房	昭和 36 年 8 月 16 日
民俗文化	無形	屋久島の如竹踊り	安房	平成 18 年 4 月 21 日
記念物	天然記念物	ミシマサワガニ	口永良部島	平成 25 年 4 月 23 日

出典:統計屋久島町(令和元年度版)

表 3.2-53 指定文化財の内容(町指定)

種別	区分	名 称	所在地	指定年月日
有形文化	古文書	楠川区有文書	楠川	昭和 48 年 8 月 20 日
	絵画	涅槃図	宮之浦	昭和52年3月5日
	歴史	日蓮宗祖師等供養塔婆	永田字瀬戸ノ上	平成元年4月1日
	資料	天文十七年行善妙厳名五輪塔	永田字瀬戸ノ上	平成元年4月1日
		道本銘供養塔	永田字後野釈迦堂	平成元年4月1日
		法華経三千部供養塔	宮之浦字寺山	平成元年4月1日
		島津義久第七回忌供養塔	宮之浦字寺山	平成元年4月1日
		益救神社仁王像	宮之浦字水洗尻	平成元年4月1日
	考古 資料	本蓮寺鰐口	楠川字門前	平成元年4月1日
	工芸品	顕寿寺梵鐘	永田字下宇都	平成元年4月1日
		益救神社手水鉢	宮之浦字水洗尻	平成元年4月1日
	建造物	正徳五年銘石灯籠	宮之浦字寺山	平成元年4月1日
民俗文化	有形	栗生共同墓地	栗生	平成3年3月31日
	無形	なぎなた踊り	麦生	昭和 55 年 3 月 31 日
		湯泊笠踊り	湯泊	昭和 56 年 9 月 30 日
		楠川盆踊り	楠川	平成 26 年 1 月 1 日
記念物	天然	スナズル	栗生西宮原	昭和 45 年 11 月 16 日
	記念物	ツキイゲ	栗生西宮原	昭和 45 年 11 月 16 日
		メヒルギ	栗生満泊	昭和 45 年 11 月 16 日
		カンノンチク	平内大山	昭和 45 年 11 月 16 日
		ポンカン原木	平内	昭和 45 年 11 月 16 日
		モダマ	安房城山	昭和 45 年 11 月 16 日
		ヒリュウシダ	原	昭和 45 年 12 月 19 日
		テンバイ	小島	昭和 45 年 12 月 19 日
		ガジュマル	中間上町	昭和 45 年 12 月 19 日
		ウミガメとタマゴ	栗生海岸	昭和 46 年 5 月 24 日
		キイレツチトリモチ	尾之間	昭和 48 年 3 月 8 日
		ヤッコウソウ	小島	昭和 48 年 3 月 8 日
		枕状溶岩	田代川河口	昭和 48 年 3 月 8 日
		モリヘゴ	楠川字門前	平成8年2月26日
		クリオザサ	栗生	平成 16 年 2 月 27 日
		オオタニワタリ	湯泊・尾之間	平成 16 年 2 月 27 日
		船行大杉	船行	平成 16 年 2 月 27 日
]		ズーフィコス化石群	宮之浦字物ヶ峯	平成 19 年 3 月 27 日
	史跡	檀那墓	宮之浦	昭和 48 年 5 月 7 日
		如竹掘	安房	昭和 56 年 9 月 30 日
		宮之浦城ケ平城跡	宮之浦	昭和 63 年 4 月 26 日
		牛床詣所	宮之浦字牛床	平成元年4月1日
		永田嶽神社境内磨崖題目	永田字多々良	平成元年4月1日
		楠川城跡	楠川字折山	平成7年11月21日
		西村越前守平時安の墓	平内字大山	平成 10 年 6 月 26 日
出典:統計屋		相良市郎兵衛藤原長政の墓	平内字大山	平成 10 年 6 月 26 日

出典:統計屋久島町(令和元年度版)

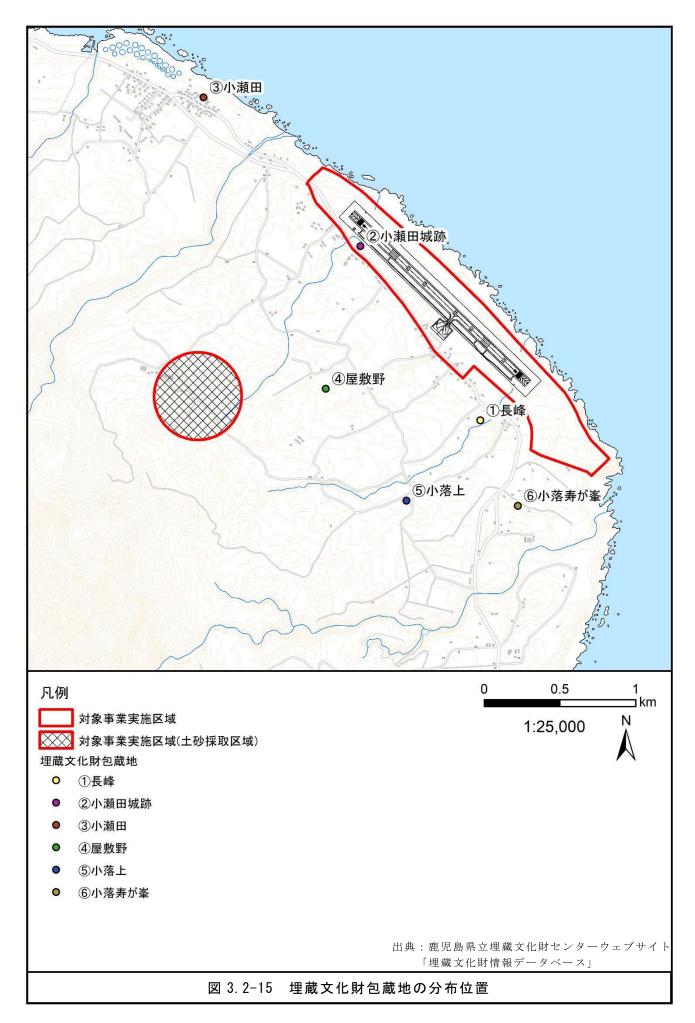


表3.2-54 事業実施区域周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地

位置	遺跡名	所在地	地形	時代
1	長峰	屋久島町小瀬田奉行野ほか	海岸	縄文時代,縄文時代後期,縄文時代晩期
2	小瀬田城跡	屋久島町小瀬田城之平	海岸	中世
3	小瀬田	屋久島町小瀬田上町ほか	海岸	
4	屋敷野	屋久島町小瀬田屋敷野	山地	古代
5	小落上	屋久島町小瀬田小落上	海岸	縄文時代
6	小落寿ヶ峯	屋久島町小瀬田寿ヶ峯	海岸	縄文時代,中世

出典:「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号),「鹿児島県文化財保護条例」(昭和 30 年 12 月 26

日条例第 48 号),「屋久島町文化財保護条例」(平成 19 年 10 月 1 日条例第 223 号)

備考:表中の位置の欄の番号は図3.1-15内の番号を示す。

(9) 防災関係の法令等による指定状況

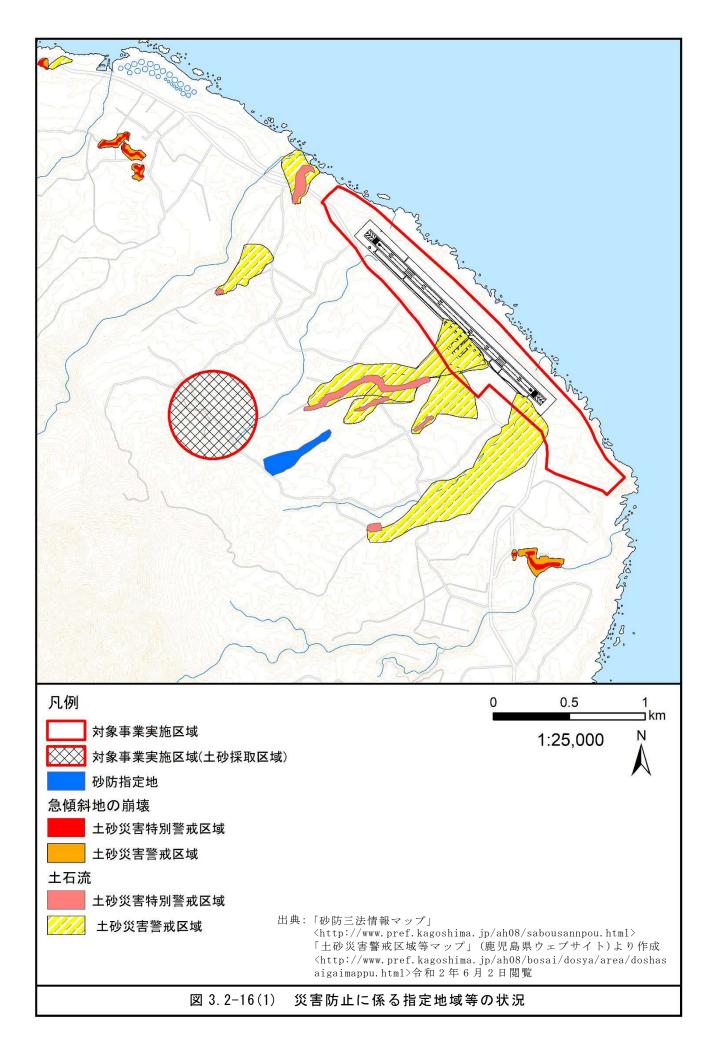
1) 災害防止に関する法律に基づく地域地区の指定状況

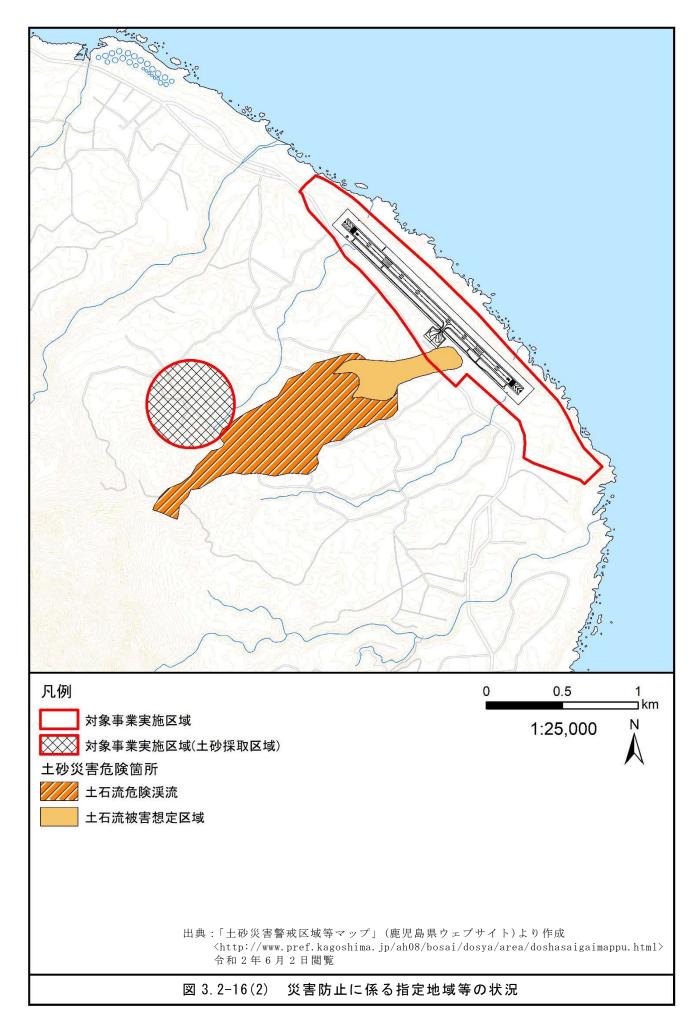
災害防止に係る指定地域等の状況は、表 3.2-55 及び図 3.2-16(1)~(2)に示すとおりである。対象事業実施区域において土砂災害危険箇所等が指定されている。

表3.2-55 災害防止に係る指定地域等の状況

		指定	状況
災害防止に係る主な法令	指定内容	屋久島町	対象事業 実施区域内
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)	土砂災害警戒 区域 土砂災害特別 警戒区域	0	0
砂防法(明治 30 年 3 月 30 日法 律第 29 号)	砂防指定地	0	×
急傾斜地の崩壊による災害の防 止に関する法律(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号)	急傾斜地崩壊 危険区域	0	×
地すべり等防止法(昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号)	地すべり防止 区域	×	×

注:指定状況において、○は存在すること、×は存在しないことを示す。





3.2.8 その他の事項

(1) 公害苦情件数

屋久島町における公害苦情件数の状況は、表 3.2-56 に示すとおりである。屋久島町における公害苦情件数は平成 25 年において、騒音が 1 件(商業施設)であった。

表3.2-56 屋久島町における公害苦情件数

	大気 汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤	悪臭	典型 7 公害 計	典型 7公害 以外	合計
平成 25 年度	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
平成 26 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 30 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典:環境白書(鹿児島県;平成26年~令和元年版資料編)

(2) 国際締約

1) 世界遺産登録

屋久島において世界自然遺産に登録された区域を図3.2-17に示す。

世界遺産は、1972年のユネスコ総会において採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)にもとづいて世界遺産リストに登録をされた、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件のことであり、遺跡、景観、自然などの移動が不可能な不動産やそれに準ずるものが対象となっている。

屋久島については、1993年に面積の20%にあたる約1万747haが、「ひときわすぐれた自然美及び美的な重要性をもつ最高の自然現象または地域を含むもの」及び「陸上、淡水、沿岸及び海洋生態系と動植物群集の進化と発達において進行しつつある重要な生態学的、生物学的プロセスを示す顕著な見本であるもの」の基準を満たしたとみなされ登録がなされている。

なお,世界遺産登録された区域については,屋久島国立公園に指定されている。

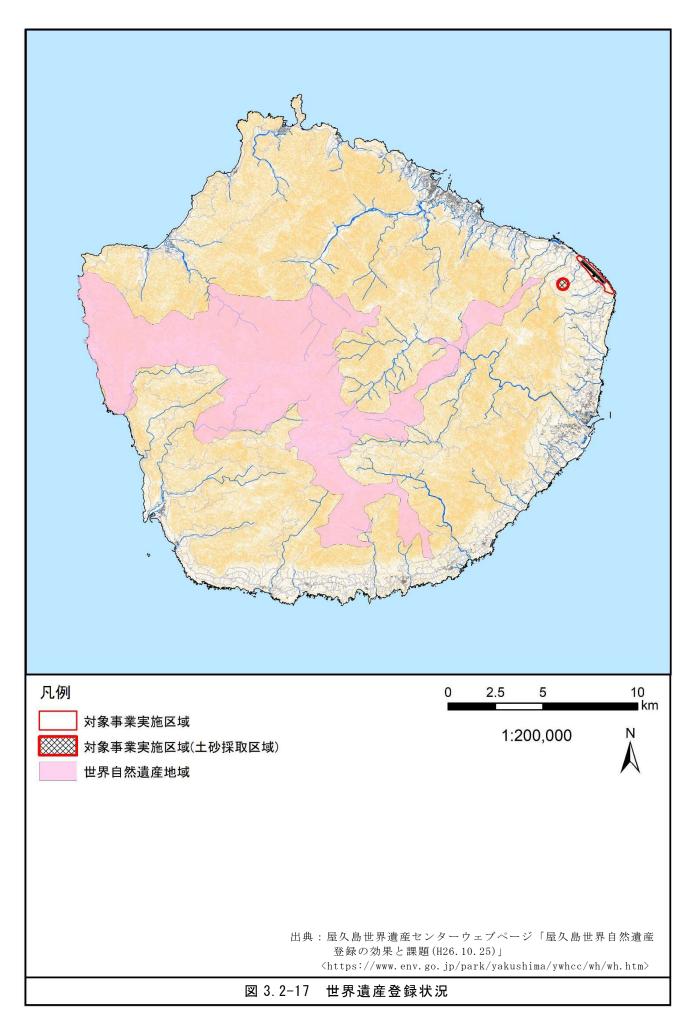
2) ユネスコエコパーク

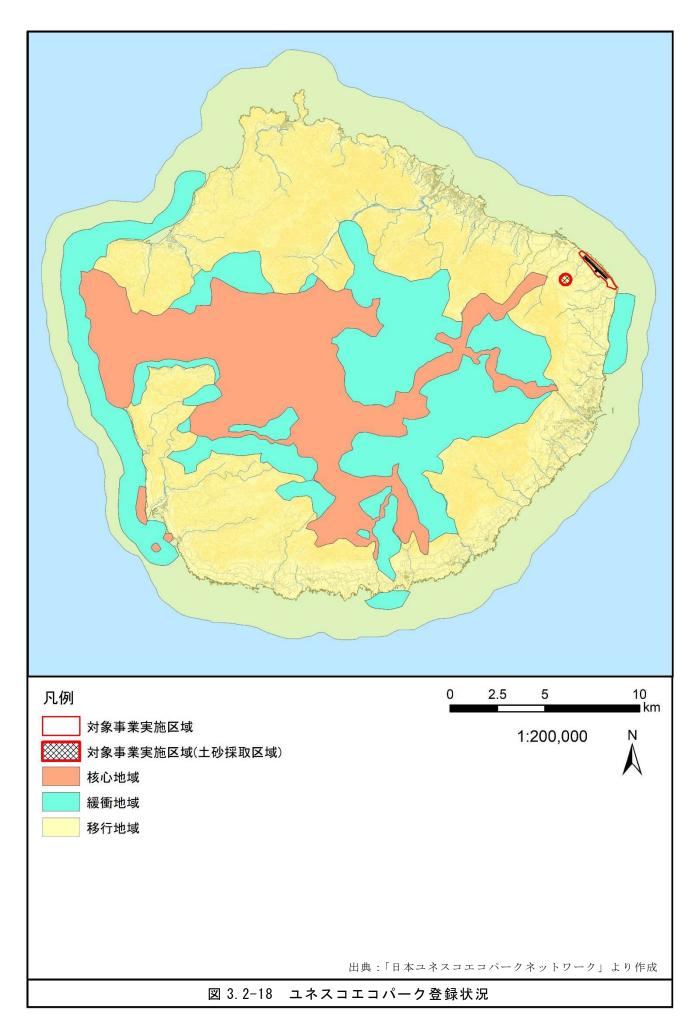
屋久島におけるユネスコエコパークの登録状況を図3.2-18に示す。

ユネスコエコパークは、ユネスコが実施する「人間と生物圏計画に基づき指定する生物圏保存地域」の日本における呼称であり、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とし、自然の保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点を置いている。

屋久島については、1980年に屋久島の一部が登録されていたものの、ユネスコエコパークの機能に「経済と社会の発展」が追加され、その機能を果たす移行地域の追加設定が求められたことから、2016年に口永良部島を含む屋久島町全域に拡張して登録が決定している。なお、事業実施区域周辺は移行地域(居住区であり、漁業を含む地域社会や経済発展が図られる地域)に指定されている。

なお,自然環境等の保護を目的とした核心地域及び緩衝地域に指定された区域については,屋久島国立公園に指定されている。





3-2-59

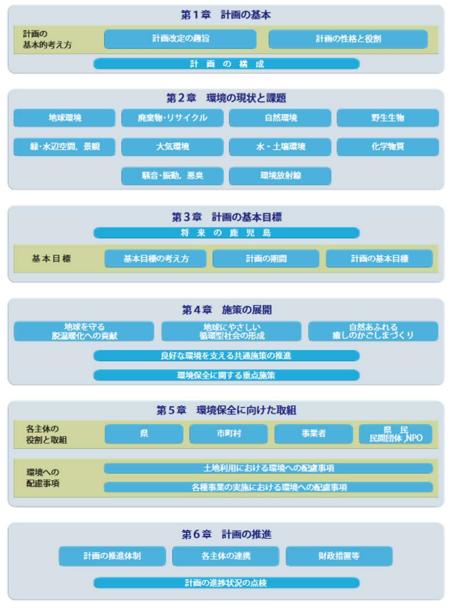
(3) 環境の保全に関する計画等

1) 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県は、21世紀を展望した環境行政の基本目標と環境保全施策の基本的方向性を明らかにした環境基本計画を平成10年に策定し、平成16年に改定している。

その後、地球温暖化対策や循環型社会の形成、生物多様性の保全に向けた取組が進展してきており、地球温暖化対策推進条例の制定や奄美群島の世界自然遺産登録への取組など環境を巡る状況の変化が生じており、適切に対応する必要があることから、平成23年に改定を行っており、計画期間は、平成23年度~平成32年度とされている。

鹿児島県環境基本計画の構成を図 3.2-19 に, 鹿児島県環境基本計画の目標の環境指標一覧を表 3.2-57(1)~(2)に示す。



出典:鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県環境基本計画」

図3.2-19 鹿児島県環境基本計画の構成

表3.2-57(1) 鹿児島県環境基本計画の目標の環境指標一覧

	57(1) 起光出,宋光至中间已		□ 1 ==
	項目	現況	目標
	7.46	(平成 30 年度)	(令和2年度)
①脱温暖化への		T .	T .
	室効果ガス排出量	1,113.0万トン	1,015.2 万トン
(9	森林吸収量を含む)	(平成 28 年度)	CO2(2030年度)
		34 市町村	
地球温暖化	法防止実行計画策定市町村数	(未改定8市町	全市町村
		村,未策定1町)	
②循環型社会の	形成		
農業用廃	プラスチック類再生処理率	72 % (平成 29 年度)	80 %
建	投廃棄物再資源化率	100.0/	100.0/
(アスフ	アルト・コンクリート塊)	100 %	100 %
	再資源化率(コンクリート塊)	100 %	100 %
]達方針(グリーン調達方針)策定		
	市町村数	23 市町村	全市町村
③自然環境の保		ı	
自然公園	指定箇所数	14	14
	指定面積	123,890 ha	100,000 ha
海域公園	指定箇所数	26	17
13 3(2.)	指定面積	8, 542 ha	661 ha
保安林 指定面積		62, 618 ha	64, 008 ha
	然川づくり整備箇所数	71	70
④緑の空間の保全・整備		11	10
都市公園等	 指定面積	1,950.9 ha	1, 982. 0 ha
11010五四4	1人あたり面積	13,9 m ² /人	14.2 m ² /人
		10, 5 m / / \	都計区域を有す
緑の気	基本計画策定市町村数	6 市町村	る全市町村(35市 町村)
グリーンマ	スター(みどりの指導員)数	37 人	100 人
⑤水辺空間の保	全・整備		
	ーフロント整備箇所数	26	30
親水護岸整備	農業関係	28	30
箇所数	港湾関係	12	13
⑥景観の形成			
電線の地中化	県道	22,240 m	23,040 m
延長	臨港道路	1,710 m	1,860 m
⑦大気環境の保		,	,
大気の汚染に	二酸化硫黄	94 %	100 %
係る環境基準	二酸化窒素	100 %	100 %
の達成率	浮遊粒子状物質	88 %	100 %
1	微小粒子状物質	60 %	100 %
	一酸化炭素	100 %	100 %
	ベンゼン	100 %	100 %
	トリクロロエチレン	100 %	100 %
	テトラクロロエチレン	100 %	- 1
	ジクロロメタン ^要 接 白 妻 (毎 旧 色	100 %	100 %

出典:令和元年版環境白書(鹿児島県)

表 3.2-57(2) 鹿児島県環境基本計画の目標の環境指標一覧

	• •	起光面水水光至平山		
	項目		現況 (平成 30 年度)	目標(令和2年度)
⑧水環境の保全	<u>></u>			
水質汚濁に	河川	BOD	97.7 %	100 %
係る環境基		全亜鉛	100 %	100 %
準(生活環境	湖沼	COD	100.0 %	100 %
項目の達成		全りん	75.0 %	100 %
率)		全亜鉛	100 %	100 %
	海域	COD	79.2 %	100 %
	1.3 5	全窒素	100 %	100 %
		全りん	100 %	100 %
海水浴場として	の適合家	1 1 7 70	100 %	100 %
汚水処理人口普			100 /0	100 /0
		構想(H21.3)により,将	68.5 %	100 %(将来像)
来像 100% (設定			00.0 /0	100 /0 (行 /) (水) /)
9化学物質の環				
ダイオキシン			100 %	100 %
係る環境基準			100 %	100 %
成率		用水域(底質)	100 %	100 %
1/22 1	地下		100 %	100 %
	土壌			
ゲノユエンハギ		•	100 %	100 %
ダイオキシン類			2.3 g-TEQ/年	2.2 g-TEQ/年
⑩騒音・振動,			05.0.0/	100.0/
離音に係る原 準の達成率	境基 騒音(一般)		85.2 %	100 %
単の達成学		(道路に面する地域)	74.2 %	98 %
	航空機騒音		100 %	100 %
O == 11.111 1.		線騒音	60 %	100 %
⑪環境教育・環			T	
こどもエコク			37	全市町村
		りの指導員)数	37 人	100 人
②再生可能エネ		人の推進	T	
太陽光発電導			1,700,673 kW	2,970,000 kW ^{注 1}
風力発電導力			262, 520 kW	371,000 kW ^{注 1}
水力発電導力			263, 523 kW	277,000 kW ^{注 1}
	うち小水力発電導入量		12,413 kW	25,890 kW ^{注 1}
	地熱発電導入量		66,795 kW	71,000 kW ^{注 1}
うちバイナリー方式導入量			6,695 kW	10,900 kW ^{注 1}
バイオマス発電導入量			139,000 kW	228,000 kW ^{注 1}
太陽熱利用導入量			43,940 kL	44,000 kL ^{注 1}
バイオマス熱利用導入量			128, 047 kL	168,000 kL ^{注 1}
	地中熱利用導入量			300 kL ^{注 1}
バイオマス熱料製造量			188 kL	500 kL ^{注 1}
④鹿児島湾ブル		生進		
水質保全目標	達成 COD		37.5 %	100 %
率	窒素	5	100 %	100 %
	りん	,	100 %	100 %
注 1 · 会和 4 年度	口捶			

注1:令和4年度目標

出典:令和元年版環境白書(鹿児島県)

2) 景観計画

ア. 鹿児島県景観形成基本方針

鹿児島県景観形成基本方針では、表 3.2-58 に示すとおり、4 つのゾーン別に 景観形成を図っている。

表 3.2-58 鹿児島県景観形成基本方針

ゾーン区分	景観形成の視点
桜島・錦江湾ゾーン	調和のとれたまちなみと雄大な活火山、静穏な海域が一体となった景観づくり
霧島ゾーン	高い山の連なりや広大な高原、歴史・文化を生かした景観づくり
屋久島ゾーン	世界的に貴重な植生や海にそびえ立つ山岳の地形等を生かした景観づくり
奄美ゾーン	島を取り囲む海岸の連続性や特色のある生態系を生かした景観づくり

出典:鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県景観形成基本方針」(平成 20 年 3 月 鹿児島県)

3) 地球温暖化対策実行計画

ア. 鹿児島県地球温暖化対策実行計画

鹿児島県地球温暖化対策実行計画による施策の概要は表 3.2-59 に示すとおり である。

表 3.2-59 鹿児島県地球温暖化対策実行計画

【計画期間】

2018(平成 30)年度から 2030 年度までの 13 年間とし,基準年度を 2013(平成 25)年度,目標年 度を2030年度とする。

【目標】

2030年度までに 2013年度比で温室効果ガス排出量を 24%削減させ,森林吸収による削減効果を 合わせて33%削減させることとする。

【取り組む施策】

- ○産業部門
 - 大規模な事業者の排出抑制の取組促進
 - ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進
 - ・徹底的なエネルギー管理の促進
 - ・農業生産活動における排出抑制に関する支援や研究・開発
 - ・カーボン・オフセット制度の普及促進
- ○業務その他部門
 - ・大規模な事業者の排出抑制の取組促進
 - ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進
 - ・建築物温暖化対策の推進
 - ・徹底的なエネルギー管理の促進
 - ・カーボン・オフセット制度の普及促進
- ○家庭部門
 - ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進

 - ・建築物温暖化対策の推進 ・ライフスタイルの見直しに関する普及・啓発
- - 大規模な事業者の排出抑制の取組促進
 - ・エコドライブの普及促進、次世代自動車の導入促進
 - ・自動車の利用低減の取組促進
- ・モーダルシフトの促進
- ・公共交通機関や自転車の利用促進等
- 道路整備の促進

・ 地産地消の促進

- ・船舶版アイドリングストップの促進
- ・バイオ燃料の普及促進
- ・カーボン・オフセット制度の普及促進
- ○温室効果ガスの排出削減対策(エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス)
 - ・廃棄物の発生抑制等の取組促進
- ・焼却施設における熱回収・発電の促進
- ・環境に配慮した産業の育成
- ・代替フロン等4ガスの適正な回収処理等の促進
- ○温室効果ガスの吸収源対策
 - ・森林整備の推進

- ・森林環境教育や木育の推進
- ・森林整備等による吸収量の認証
- 県産材の利用促進

- ・都市緑化等の推進
- ○部門·分野横断的対策
 - 地方公共団体の率先的取組
- ・地球環境を守るかごしま県民運動の一層の展開
- ・環境教育,環境学習の促進
- ・県地球温暖化防止活動推進センターによる普及、啓発
- ・屋久島 CO₂ フリーの島づくりの促進 ・クールビズ・ウォームビズ等の促進
- 各種広報媒体の活用

出典:鹿児島県 HP「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」(平成30年3月 鹿児島県)

4) 廃棄物処理計画

ア. 鹿児島県廃棄物処理計画

鹿児島県廃棄物処理計画による施策の概要は表 3.2-60 に示すとおりである。

表 3.2-60 鹿児島県廃棄物処理計画

【計画の期間】平成28年度から平成32年度までの5年間

【計画の目標】

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
項目	平成 27 年度推計値	令和2年度目標値
1.一般廃棄物		
総排出量	551 千トン	516 千トン
1人一日当たり排出量	915g	890g
リサイクル率	17.3%	22.1%
最終処分量	70 千トン	60 千トン
2. 産業廃棄物		
総排出量	8,365 千トン	8,237 千トン
リサイクル率(農業を除く)	63.2%	64.2%
最終処分量(農業を除く)	117 千トン	99 千トン

【主な施策】

- 1.一般廃棄物
- (1)ごみの排出抑制,減量化,リサイクルの促進
 - ・排出抑制の促進
- ・リサイクル製品の積極的活用
- ・容器包装リサイクルの促進
- ・家電リサイクルの促進
- ・自動車リサイクルの促進
- ・生ごみなどのリサイクルの促進 ・広域認定制度による各種リサイクルの促進
- ・食品リサイクルの促進
- ・小型家電リサイクルの促進
- (2)廃棄物処理体制の整備
- 一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底
- (3)し尿の適正処理の促進
 - ・し尿処理施設による処理の促進 ・浄化槽によるし尿処理の適正化
- (4)普及啓発及び情報公開の促進

・ごみの広域処理の促進

- ・県民への普及啓発
- 情報公開の促進

- 2. 産業廃棄物
- (1)排出抑制,減量化,リサイクルの推進
 - ・多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の作成指導
 - ・リサイクル製品の市場拡大
- ・環境関連企業の立地促進
- ・食品リサイクルの推進
- ・公共事業等におけるリサイクルの推進
 - ・排出抑制,リサイクル等の取組への支援
- ・環境マネジメントシステム導入の促進
- (2)廃棄物処理施設の整備
 - ・県内完結型の産業廃棄物処理の推進 ・中間処理施設
 - 安定型最終処分場
- 管理型最終処分場
- (3) 県外産業廃棄物の搬入抑制
 - ・県内完結型の産業廃棄物処理を推進する観点から,指導要綱等に基づき搬入を抑制
- (4)普及啓発及び情報公開の推進
 - ・県民への普及啓発
- 情報公開の推進
- (5)その他個別取組項目
 - ・動物のふん尿

- ・農業用廃プラスチック類
- 建設系産業廃棄物
- 燒酎粕 · PCB 廃棄物
- 感染性産業廃棄物
- ・廃水銀 3. 不法投棄防止対策
- 4. 離島地域のリサイクルの推進
- 5. 災害廃棄物の処理対策
- 6. 地域循環圏の構築
- 7. 漂着ごみ対策

その他の特別管理産業廃棄物

出典:鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県廃棄物処理計画」(平成28年3月 鹿児島県) 鹿児島県提供資料

イ. 廃棄物処理施設の状況

屋久島町の産業廃棄物処分許可業者を表 3.2-61 に示す。 屋久島町には、6 つの中間処理業者が登録されている。

表 3.2-61 産業廃棄物処分許可業者

名称	住所または本店所在地	処理内容	認可番号	認可年月日 有効期限
屋久島リサイク ル株式会社	鹿児島県熊毛郡屋久島町 志戸子1277番地5	中間(破砕)	04621063114	平成 26 年 8 月 12 日 令和 1 年 8 月 11 日
株式会社川田商会	鹿児島県熊毛郡屋久島町 船行1046番地51	中間(圧縮・切断) 中間(破砕・減容) 中間(油化)	04623079362	平成 29 年 1 月 16 日 令和 4 年 1 月 15 日
有限会社屋久島 地力センター	鹿児島県熊毛郡屋久島町 小瀬田1508番地2	中間(堆肥化)	04624099370	平成 29 年 11 月 8 日 令和 4 年 11 月 7 日
有限会社上屋久 清掃社	鹿児島県熊毛郡屋久島町 楠川197番地	中間(減容)	04626102571	平成 27 年 2 月 4 日 令和 2 年 2 月 3 日
緒方健太	鹿児島県熊毛郡屋久島町 船行598番地2	中間(破砕)	04629138674	平成 29 年 10 月 12 日令 和 4 年 10 月 11 日
株式会社 小池建設	鹿児島県熊毛郡屋久島町 宮之浦2437番地30	中間(破砕)	04628190176 04628190176	平成 28 年 12 月 13 日令 和 3 年 12 月 12 日

注:平成 31 年 3 月 31 日現在

出典:鹿児島県ウェブサイト「産業廃棄物処分業者許可業者一覧」

5) 「わたしたちのまちの未来」~第二次振興計画基本構想~の概要

屋久島町では、令和元年に「わたしたちのまちの未来」を掲げた第二次振興計画が策定され、重点目標として「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」を掲げている。計画期間は2019年度~2028年度となっている。第二次振興計画の概要と基本計画を表3.2-62及び基本計画①~④に示す。

この第二次屋久島町振興計画は、住民と行政がともに考え行動する協働のまちづくりをとおして、計画の基本理念及び重点目標を実現する施策を実施し、住民の願いを実現する持続可能なまちづくりの方針を定めることを目的としている。

表3.2-62 「わたしたちのまちの未来」~第二次振興計画基本構想~の概要

【基本理念】

『悠久の流れの中で,自然と共に生きる知恵と多様な集落の文化がとけあい,人々の営みが循環・持続していくまち』を目指します

1. 自然と共に生き、あらゆるものが循環する暮らしと営みを守り、持続させ、育んでいきます

2. 多様性のある暮らし、多様な集落の文化を持続していきます

3. あらゆる人が輝き、住民自らの手でつくる屋久島スタイルのまちづくりを進めていきます

出典:屋久島町ウェブサイト「わたしたちのまちの未来」~第二次振興計画基本構想~

$\overline{}$
$\overline{}$
(-
\simeq
囲
1-
+
Iliio
1/
7
шi
쨎

目標	まちづくりミーティングの開催 ・町報発行:1回/月 ・ホームページのアクセス数の増加 ・SNSフォロワー数:約1,000→ 延べ5,000フォロワー	集落と協力し、避難訓練の実施・広報誌やホームページによる備著リスト等防災情報の発信	
施策	まちづくりミーティング等,定期的な話し 合いの開催に取り組みます。 ・町報,ホームページ,公式SNS等により定期的な情報発信を行い,住民の関心を 深める工夫を行います。	な口永良部島の降灰対策を検討します。 な津波や土砂災害を想定した防災マップの 作成に取り組みます。 な災害の種類に応じた指定避難所の見直し 及び指定緊急避難所の指定を行います。 な南海トラフ等大規模災害を想定し、家庭 や公共施設で備蓄できるよう,リストの作 成及び周知を図ります。	な各集落単位での高齢者交流サロン事業の展開と支援を検討します。 ・自立支援, 介護予防, 重度化防止への取り組みを推進します。 ・在宅医療, 介護連携を推進します。 ・地域ケア会議の充実を図ります。 ・認知症施策を総合的に推進します。 ・話丸援体制を整備します。 ・任活支援体制を整備します。 ・仕ばしいや生活環境等を整備します。 ・仕域活動や社会参加の促進を図ります。
方針	行政からの情報発信と,住民からの意見を聴く双方向の体制を充実させ,人情豊かなまちづくりに繋げていく為には,住民と行政が協働する,政策立案段階における定期的な話し合いの場が必要です。そのような活動を地道に繰り返すことで,住民と行政の信頼関係を強固にし,町全体でひとつの目標に向かっていく事が肝要です。	近年,大規模な災害が頻発しており,地域コミュニティを基軸とした自助・共助・公助の理解が重要視されている。有事の際に真に命を守れる防災を目指し,地域コミュニティと行政が協働した防災意識の醸成が必要です。また,近年噴火を繰り返している口永良部島についてき,大山島としての正しい理解のもと,有事の際には迅速にきる体制を整える等,地域の生活に密着した防災のあり方を検討していきます。	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていく為には、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみにとどまらず、医療、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要です。特に、いわゆる団塊世代が、5.歳以上となる 2025年、団塊ジュニア世代が、65.歳以上となる 2025年、団塊ジュニア世代が、65.歳以上となる 2040 年を見据え、地域包括支援センターが中心となり、地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。
課題	行政からの情報発信(提供)と, 意見公募等の双方向のシステムの構築の不足な話し合いの機会が少なく, 住民間や行政との意見交換のしにくさ	住民の協働による防災・防犯体制の整備 備 ☆防災備品の充実 ☆ロ永良部島の降灰や硫黄臭対策が十 分でない	地域包括ケアシステムの深化・推進
トード	住民の結びつき を強くする ・する		田生から老後まで安心して暮ら で安心して暮ら くる くる

-	_
6	`
'	_
H	H
-	
1	
†	<
_	1

テーマ	課題	李	施策	目標
田年から老後はなかいとそのできるない。これを日本の日本の日本語なるなられる。	少子化への対策	少子化の進行を止めることは難しいですが、屋人島町の環境を最大限 に活用し、安心して子育でができるよう、子育で世代の受け入れ体制 整備を行うことで、地域コミュニティの維持を図らなければなりません。 たれと同時に、子ども達が出郷しても、また島に帰ってきて子育でが したいと思えるよう、周知を図りながら子育て支援策を構築する必要 があります。	子育てのしやすい環境整備に取り組みます。 な出産祝い金を3人目から増額できるよう検討します。 ・町外からの子育て世帯を受け入れられるよう、働きながら子育てができる体制を構築します。 な小児科を常設できるよう関係機関と協議します。	・学童保育所設置の促進・保育料の無償化への取組み
町の魅力を引き 田し、働き甲斐を つくる	屋久島材の付加価値,森林の価値向上の推進価値向上の推進	屋久島は、屋久杉に代表される杉の産地であり森林資源も充実しており、資源の有効活用による健全で持続可能な森林経営が求められています。これまで、森林面積の約8割が国有林、約2割が民有林の森林形態であることを鑑み、民国連携による森林整備等を実施してきました。また、屋久島村活用の為に、香りや強度といった地杉の特徴を活かした木材調達及び内容整理を行ってきました。イ材調達及び内容整理を行ってきました。イ本材調達及び内容整理を行ってきました。保護を有する広葉樹の有効活用を図る観点からも、地杉製品等の開発や販路拡大など屋久島村の魅力を消費者へ普及する取組を実施することで、林業及び木材産業の発展による地域活性化を図ります。	な広葉樹を活用した製品開発を検討します。 ・ 屋久島地杉を活用した新商品開発に取り組みます。	・屋久島地杉の島外出荷量:10,000m ・屋久島地杉の床板出荷量:8,000m
	自然環境に配慮した施設の 維持管理や,自然の利用に関 するルールの明確化	本町が有する類稀な自然環境の保全と活用について、関係機関等と連携しながら独自の観光のルールやマナーを確立し、次世代へ受け継げるよう、特続可能な観光を目指します。また、多様化するニーズにも配慮しながら、老朽化する施設の維持管理や、管理する人材が不足しないよう対応します。	自然や景観に配慮した登山道の整備を 検討します。 ・環境学習,教育,エコツアーの利用 を推進します。 ・人と自然の共生を目的としたルール の検討,導入を図ります。 ・屋人島町公認ガイドの利用促進を図ります。	・町が管理している登山道の整備・屋久島町公認ガイド数の増加
安全で快適な暮らしを守る	情報ネットワークシステム の整備の遅れ な携帯機器の通信が遅い なインターネットの通信環 境が良くない	本町では、光通信が未整備であることから、大容量の情報通信が実施したく、他地域と比べ情報通信格差が生じています。情報通信格差は、住民の日常生活のみならず、企業活動を行う上でも障害となっている為、令和元年から高度無線環境整備推進事業を活用し、光通信網の整備を行います。 光通信を導入することで、住民生活、企業誘致、インバウンド等の観光通信を導入することで、住民生活、企業誘致、インバウンド等の観光対策等、あらゆる面で、全国標準の地域情報化の推進を図ります。	な各集落へのフリーWi-Fi 設置を検討します。 します。 な学校におけるタブレット学習に向け 取り組みます。 ・光通信を活用した企業の誘致を行い ます。 ・町内の各事業者に、情報ネットワー クを活用した事業展開の研修会等を実 施します。	光通信の整備:町内一円・情報通信系企業の誘致:1件

目標	・屋久島空港滑走路延伸の早期事業推進化・屋久島空港ターミナル改修に向けた取組み	・中高校生と屋久島をフィールドに する大学生・研究者との交流事業の 実施 ・屋久島高校スクールバス支援対策 事業の継続, 拡充の検討	・各学校へのエアコンの整備:全校・スポーツ等の講習会,スポーツ教室等の実施
施策	関係機関と連携し、空港ジェット化に向・ けた協議を行うほか、屋久島の玄関ロと 描 して相応しい空港ターミナルの整備を検・ 討します。	な児童生徒、学生と地域の繋がりを増や・すい、地域の PR を図ります。 な中高校生への進路学習会や、キャリア 実教育に向け取り組みます。 か行政と集落が協働し環境系大学のサテライトキャンペスの誘致を検討します。 ・各校でE S Dを推進し、人格の発達や責任感等の人間性の育成に取り組みます。	な各校へのエアコンの設置に向け、取り・・ 組みます。 か既存設備の整備を検討します。 ・各スポーツの講習会、スポーツ教室の開催に取り組みます。 ・地域コミュニティと連携した学習教室 等の設置を図ります。
方針	屋久島空港については、これまで屋久島空港利用促進協 議会等を通じて滑走路延伸等を要望し、ジェット化に向 けた取り組みを行っています。近年では本町への入込客 数も伸び悩んでいることから、引き続き重点的に取り組 んでいく必要があります。 また、屋久島空港のジェット化により首都圏への直通が 可能になれば、観光面のみならず、物流面でも恩恵があ ることは明白であることから、関係機関と連携を深め確 実に進めていく事が重要です。	家庭・学校・地域が協働して、自然と歴史と人に学ぶ教育活動を推進し、地域の課題を自ら解決する為の学習の推進とコミュニティ活動を充実させることで、家庭教育と学校教育の連携を図り、子ども達が家庭・学校・地域全体で教育の連携を図り、子ども達が家庭・学校・地域全体である屋人島高校の維持・存続の為、屋人島・口永良部島ユネスコエコバークを活用したESDの推進や修学旅行の誘致、屋人島・口永良部島立ネスコエコバークを活用したESDの推進や修学旅行の誘致、屋人島・口永良部島をフィールドに活動する大学生との交流等の機会を設けるなど、屋人島高校の魅力を創りだすことを目指します。 ※ESD・・「持続可能な開発の為の教育」現代社会の課題を自らの問題と捉え、身近なところから取り組むことで、解決に繋がる新たな価値観や行動を生みが出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。	児童、生徒が勉学に集中し、学習能力を向上させる為, 学校設備や学習環境の整備を図ります。 また、スポーツ環境についても,施設の整備・維持管理 と共に、プロ選手等の指導を受けられる機会を設けるな ど,ソフト面の支援についても実施を検討していきます。
課題	屋久島空港のジェット化の早期実現	家庭・学校・地域が協働した学びの環境づくり 場づくり な島に高校が一つしかなく、通学が不 便な為島外に子どもが出て行ってしま う な屋久島高校のPRが不足している	学習環境,スポーツ環境の整備
シード	安全で快適な暮らしを守るしを守る	一年学び、り藤 を で の の を で が が が が が が が が が が が が が	

【基本計画4】				1
トート	課題	方針	超沸	田郷
水と緑を大切に し、人と自然が触 れ合う環境づく り	山岳部での携帯トイレ移行 に向けた周知・インフラ整備 の不足	屋久島は 1993 年に世界自然遺産に登録され、自然環境を保全する為入山協力金を財源に、山岳トイレのし尿を人力搬出しています。山中の既設トイレの負担を軽減する為、将来携帯トイレに移行する準備として、十分な広報、トイレブースの整備、回収、処理システムの構築を検討します。	☆山のトイレを携帯トイレに一本化するよう検討します。 ・将来的に携帯トイレに一本化する為, 検討会等を実施し, 協力金制度等についても再度検討を行います。	・使用済み携帯トイレの回収数:10%増
	新たなゴミ処理施設の建設と,屋久島町に相応しく住民が取り組みやすいゴミ分別の方法の検討	現在のゴミ処理施設は、老朽化等による維持管理費が高騰し、財政負担となっていることから、経済的なゴミ処理が可能で、安全で安定したゴミ処理施設の早期完成を目指し、検討を進めます。また、地域のゴミ出しにおいては、分かりやすい表示や広報の実施、分別方法の研修会の開催等、住民が取り組み易いゴミ分別のシステムを検討します。	なステーションへのゴミの出し方,マナーが悪いことから,ゴミ出しに関する指導や研修を開催します。 な3R(リデュース・リュース・リサイクル)の推進に取り組みます。	・住民負担を軽減する為の新ゴミ処理施設の建設 ・ゴミ出しに関する広報、研修等の実施
復興と振興、魅力 ある口永良部島 の特続可能なし まづくり	・子どもや若者の減少な移住体験の機会が少ない	【屋久島町口永良部島復興と振興計画「豊かな心と幸せを持てる島人」関連】 口永良部島においても、高齢化が進み、小中学校の生徒数の確保に関しては、山海留学等に大部分を頼っている状況です。しかし、島の自然を活かした環境教育や、島と関わりのある大学等との人材交流により、魅力ある教育を提供することができます。また、多くの高齢者がいますが、いつも同じ人と話すのではなく、島外の若者や観光客等と話をすることが刺激となり、生きがいになる面もある為、全世代を巻き込んだ、人間力を高める交流の推進を図っていくことが重要です。 住民が、口永良部島に住みながらにして交流の幅を広げられるよう取組んでいくことが重要です。	・II, 情報技術を活用し, 格差の無い教育 に取り組みます。 な交流人口増加の為の, 交流ツアーの実施 を検討します。 な移住体験ツアーの実施を検討します。	・交流ツアー,移住体験ツアーの実施:1件/年
	な医者が常駐しておらず, 安 心して医療を受けられない な健診等の適切なスケジュ ール設定(鳥民が受けやすい 時間設定等)	【屋久島町口永良部島復興と振興計画「支えあい喜びを感じられる島生活」関連】 口永良部島には常駐の医師がおらず、島民は医療に不安を持って生活しています。今後も引き続き常駐の医師を募集するともに、看護師の配置や遠隔医療についても検討し、住民が安心して受診できる体制を整備していかなければなりません。また、いつまでも健康に生活できるよう、健診や運動教室、生きがいづくりを積極的に推進し、島民の福祉の向上に努めていきます。	な地域おこし協力隊の制度等を活用し、病 気になる前から地域に入り込み関わりを 作っていく,「コミュニティナース」の導 入について検討します。 な健診等を受けやすい制度,仕組みの構築 に向け取り組みます。	・医師, 看護師の確保: 各1名